俸給の半減制度の見直しについて（概要）

1.「引き続き勤務しない期間」の期間計算方法の見直しについて（規則9－82第5条関係）

今回の病気休暇制度の見直しを受けて、俸給の半減制度における期間計算の取扱いを以下のとおり見直す。なお、連続する病気休暇の上限が原則90日となったことから、病気休暇による半減措置の対象は①当初の病気に引き続いて明らかに異なる病気により病気休暇を当初の病気休暇使用開始日から起算して90日を超えて使用した場合、②病気休暇の上限が設定されない条件付採用職員等が90日を超えて病気休暇を使用した場合、に限られる。

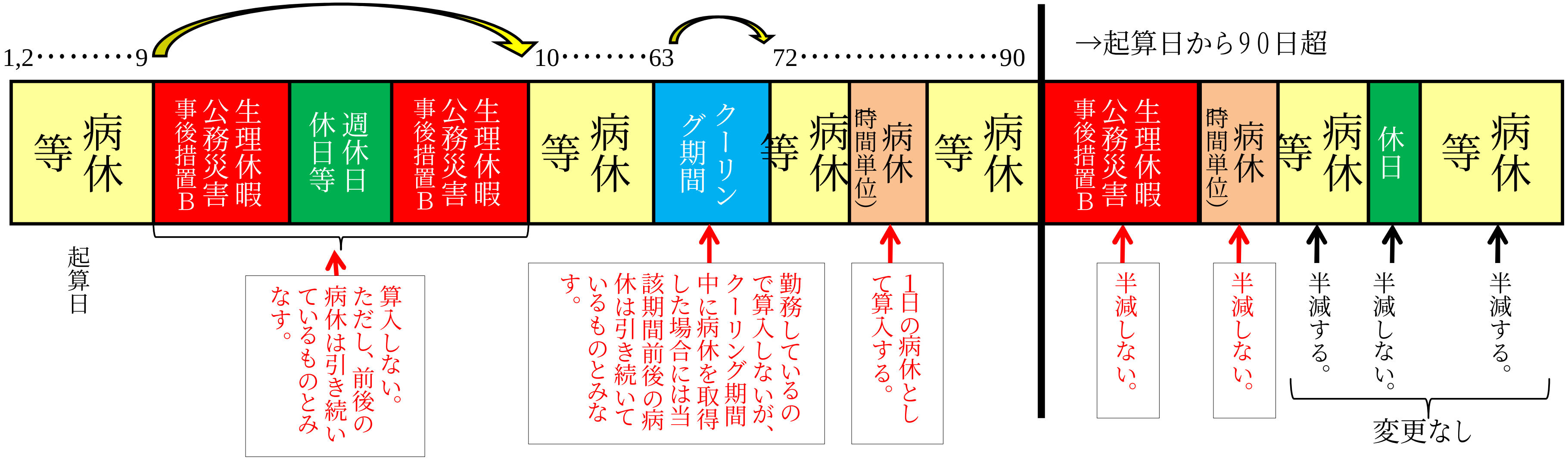

2.結核性疾患に係る俸給の半減の特例措置の廃止について（規則9－82第3条及び第6条関係）

結核性疾患に係る病気休暇であっても上限は連続する90日とする病気休暇制度の見直しに合わせて、俸給の半減についても同様の取扱いとし、半減までの期間を1年とする特例を廃止する。（ただし、経過措置有り。）

○一般の職員　　　　　　○条件付採用職員等(※2)

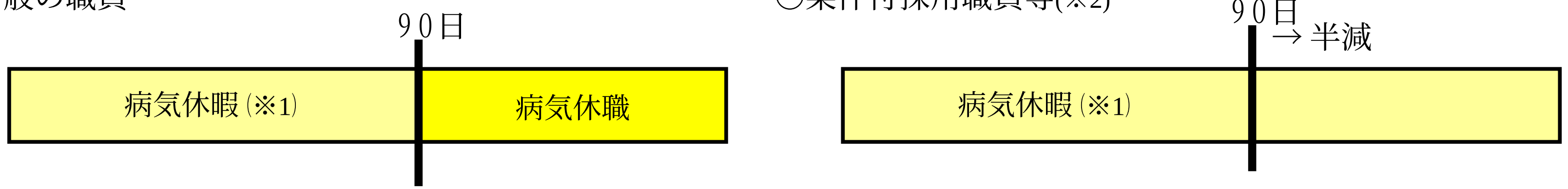

※1 結核性、非結核性を問わない。

※2 条件付採用職員等･･･条件付採用職員及び臨時的任用職員